

令和2年度 第1回忠岡町防災会議

1. 地域防災計画の概要
2. 忠岡町地域防災計画の修正案の概要

忠岡町

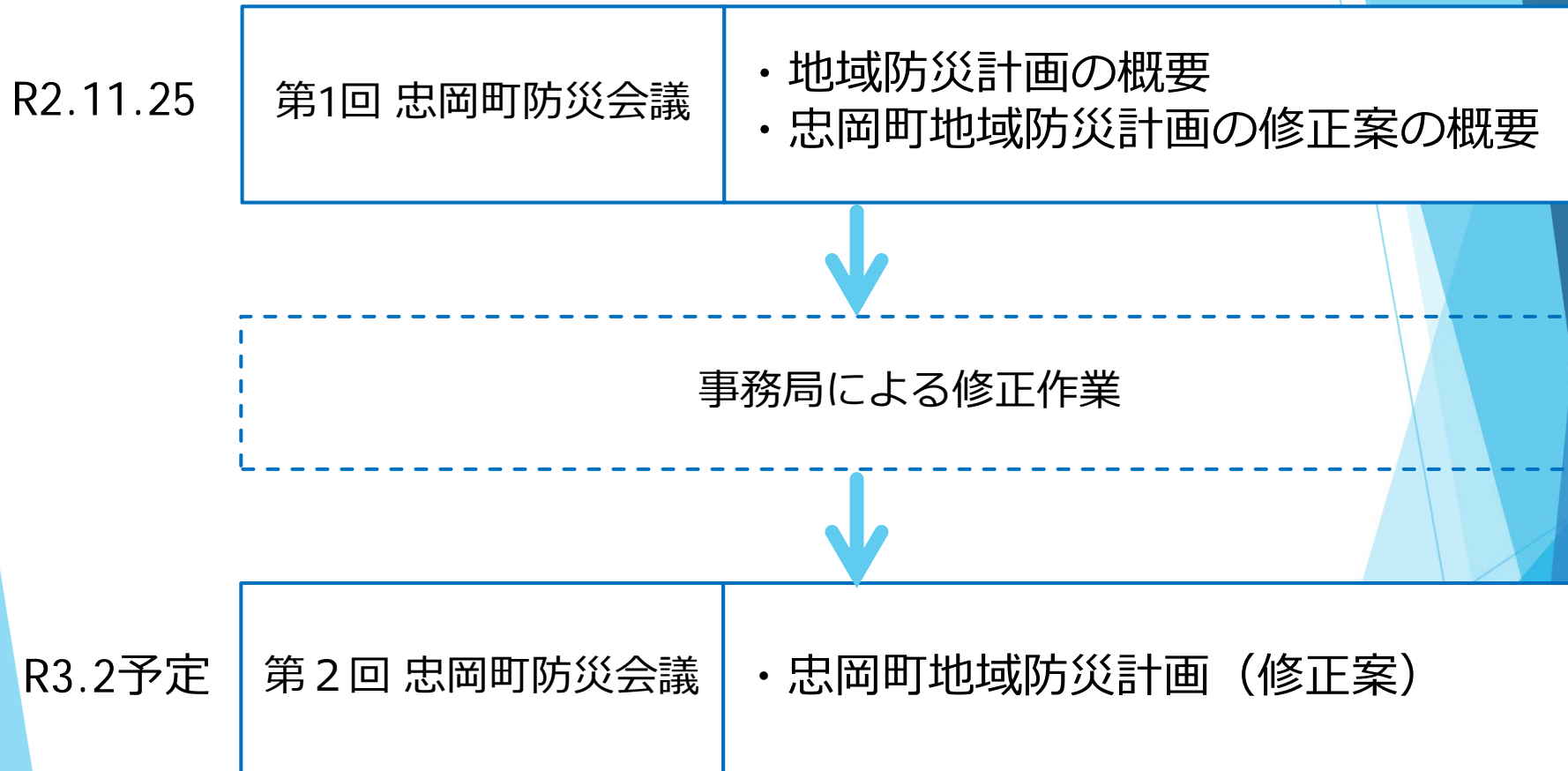
(1) 防災会議とは

- ▶ 災害対策基本法（第14条から第17条）に基づく常設の会議で、以下のことを行います。

- 地域防災計画の作成及び実施の推進
- 災害時の情報収集
- 各機関の連絡調整
- 災害時における緊急措置の計画及び実施

- ▶ 自治体の首長を会長とし、地域に関係する公共機関の職員等を委員とします。

(2) 忠岡町防災会議のスケジュール



(3) 忠岡町地域防災計画の目的

忠岡町の地域防災に関する総合的な計画として、

- ▶ 住民の生命、身体及び財産をあらゆる災害から守る
- ▶ 住民の生活の安全を保護する

ことを目的としています。

根拠法

- ・ 災害対策基本法（昭和36年）第42条
- ・ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年）第5条

(4) 忠岡町地域防災計画策定の経緯

▶ 昭和36年 災害対策基本法

- ▶ 昭和39年：策定 (想定) 風水害、高潮等
- ▶ 平成元年：修正 (想定) 震度5 (強震) の地震対策編

▶ 平成7年 阪神・淡路大震災 <最大震度7>

- ▶ 平成17年：修正
 - ・ 東南海・南海地震に係る地震防災の推進に関する特別措置法に基づく修正
 - ・ 災害時要援護者支援や水害防止対策等、予防及び応急対策を強化 等

▶ 平成23年 東日本大震災 <最大震度7 / 津波による被害甚大>

- ▶ 平成27年：修正
 - ・ 被害想定の見直し、減災を重点において避難計画、予防・応急・復旧計画の具体検討

▶ 平成30年 大阪北部を震源とする地震、台風21号

- ▶ 令和3年：修正予定
 - ・ 度重なる災害の教訓を踏まえた修正
 - ・ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく修正

(5) 忠岡町国土強靱化地域計画と忠岡町地域防災計画

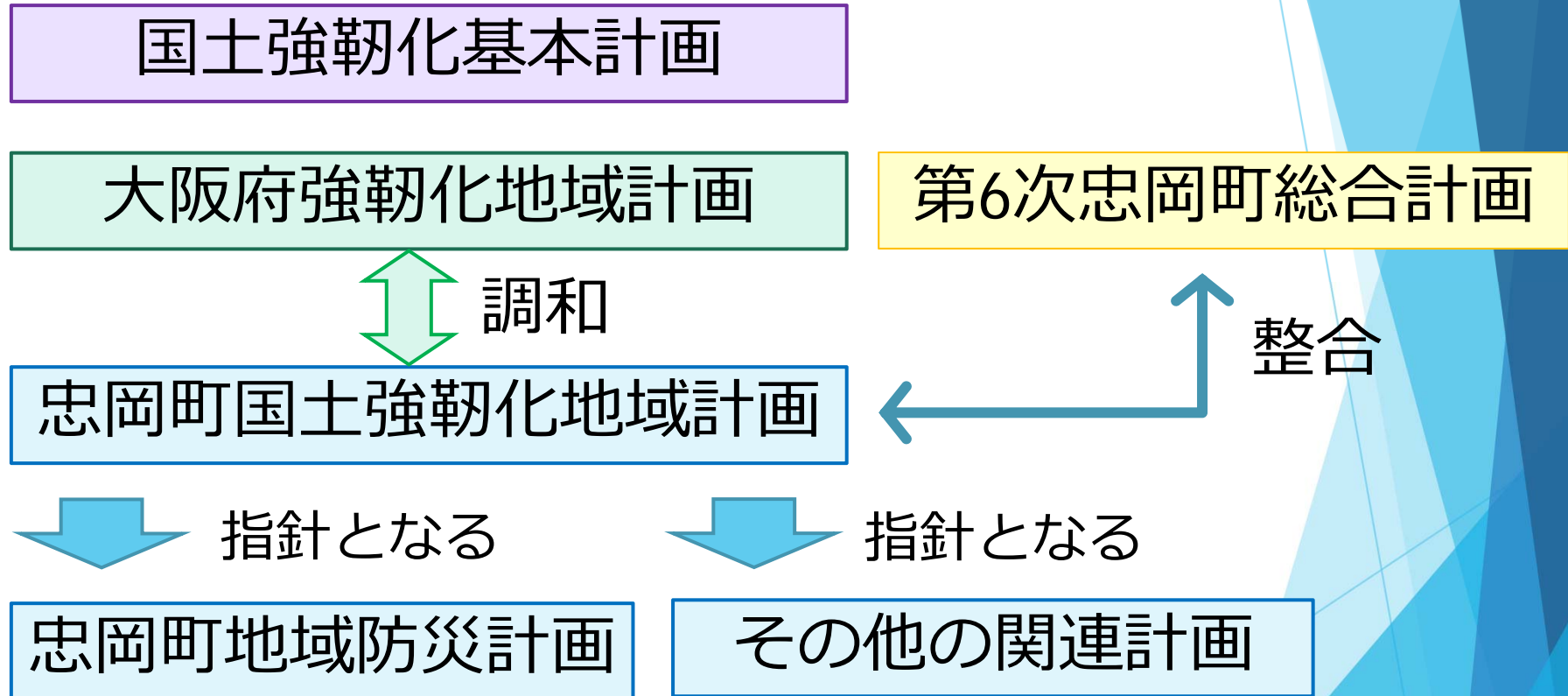
■ 国土強靱化地域計画とは

- 平成25年12月11日に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が制定・公布
- 国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが決定
- 国は、この基本法に基づいて、平成26年6月に国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」と「国土強靱化アクションプラン」を策定
- 国土強靱化地域計画（地域強靱化計画）とは、基本法に基づき、地方公共団体が策定
- 国土強靱化の観点から様々な分野の計画等の指針

■ 忠岡町国土強靱化地域計画の基本目標

- 人命の保護が最大限図られること
- 住民及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧復興

■ 忠岡町地域防災計画と忠岡町国土強靱化地域計画の関係



令和2年度 第1回忠岡町防災会議

1. 地域防災計画の概要
2. 忠岡町地域防災計画の修正案の概要

忠岡町

現行計画

「忠岡町地域防災計画」は災害基本法第42条に基づき作成されている。災害対策にあたっては、『減災』の考え方を基本理念に据え、5つの基本方針で対策を講じることとしている。

基本理念

- 減災

基本方針

- I 命を守る
- II 命をつなぐ
- III 必要不可欠な行政機能の維持
- IV 経済活動の機能維持
- V 迅速な復旧・復興

計画の構成

第1編 総則編

第2編 災害予防対策編

第3編 災害応急対策編

第4編 災害復旧・復興対策編

資料編

修正の主旨

- 熊本地震、大阪北部を震源とする地震や台風21号など度重なる災害の教訓を踏まえた修正
- 国の防災基本計画の修正、大阪府地域防災計画の修正を踏まえた修正

主な修正内容

国の防災基本計画・大阪府地域防災計画の修正を踏まえた修正

- ① 災害廃棄物等（津波堆積物を含む）処理に項目を追加
- ② 洪水リスクの開示、避難勧告等の発令基準の設定等を追加
- ③ 行政機能の維持のための代替庁舎の特定、非常時優先業務の整理等を追加
- ④ 災害情報の収集伝達と町民への情報提供の充実（L-アラート等）
- ⑤ 庁舎の被災等に備え、避難行動要支援者の名簿情報の適切管理を追加
- ⑥ 輸送拠点として活用可能な民間事業者施設の把握を追加
- ⑦ 住民等の主体的な避難所運営への配慮、非常用電源の確保等を追加

熊本地震の教訓等を踏まえた修正

- ① 庁舎等（防災拠点）の非構造部材を含む耐震化の推進を追加
- ② 防災知識の普及啓発項目に、避難勧告の発令時にとるべき行動等を追加
- ③ 指定避難所に滞在することができない被災者に対する支援を追加
- ④ 住宅の応急確保として、借上型仮設住宅の活用を追加

度重なる災害の教訓等を踏まえた修正

- ① 自助・共助の推進に向けた住民や事業者の基本的責務を明記
- ② 帰宅困難者への支援対策の充実
- ③ 外国人に対する支援体制の整備を追加
- ④ 耐震診断や耐震改修、ブロック塀の安全対策等の促進
- ⑤ ボランティアの受け入れに中間支援組織を含めた体制構築を追加

最新の取り組みを踏まえた修正

- ① 地域特性や想定される災害を踏まえた避難場所の選定を追加
- ② 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の内容を追加
- ③ 警戒レベルを用いた避難情報の伝達と住民等がとるべき行動の明示
- ④ 「南海トラフ地震防災対策推進計画」の追加（付編2として新規記載）
- ⑤ 要配慮者利用施設等における避難確保計画の作成や訓練実施の記載

その他の修正

- ① 大阪府及び忠岡町の組織改編等の反映
- ② 文言表記の統一